

「にっしん協働ルールブックの策定」 ＜愛知県日進市＞

伊藤 肇

日進市生涯支援部保険年金課
課長補佐

(元日進市にぎわい交流館担当)



こんにちは。ただいまご紹介にあずかりました愛知県日進市の伊藤と申します。ひげ面のせいでしょうか、よく講演が終わった後に、NPOの方ですか？と言われることがあるのですが、公務員です。

愛知県日進市は、豊田市と名古屋市の間に挟まれた自治体です。人口は約8万人。国勢調査で、平成12～17年の人口増加率が全国で第2位（1位は千葉県浦安市）でした。市民活動が盛んで、NPO、ボランティア団体が300ぐらいあり、いろいろな活動が盛んに行

われています。

はじめに、ルールブックをつくるに至った経緯をお話していききたいと思います。

第1の要素は、2005年11月、NPO支援や市民の交流、また大学交流や国際交流の拠点施設として生まれた「にぎわい交流館」です。

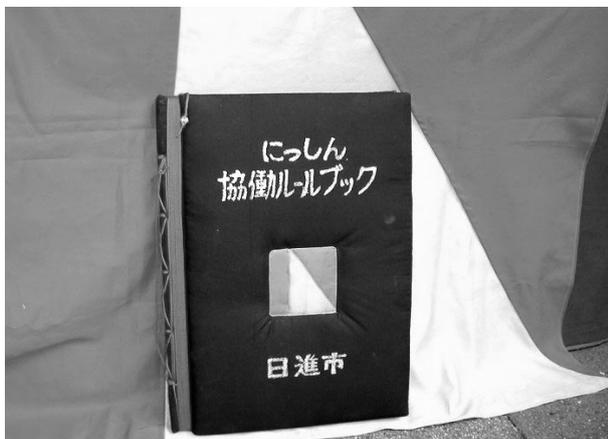
にぎわい交流館は、20数年前にできた2階建てのうどん屋さんを当時の雰囲気を残しながら改修しました。毎日、市民団体が交代で喫茶とランチを担当（ワ



1



2



3



4

ンデーシェフ方式)しています。客席は50人くらいで、ランチの時間になるといっぱいになります。掲示板にはNPOのイベントなどいろいろな情報等が貼ってあります。イベントの会場にもなります。ランチコンサートやNPOグッズの販売もしています。

NPO、ボランティア活動はある意味、マニアックに思われがちです。にぎわい交流館では、活動経験のない方にかかにお越しいただくかが大切であり、活動がいかに楽しいか、いかにして情報を得るか、いかに知り合って友達になって活動に参加していただくか、特に団塊世代の2007年問題と言われていることも含めまして、そういう機会をたくさんつくっていくためにいろいろなイベントを実施しています。時間があれば「無目的に」「ふらっと」来てくださるといつもお話をしております。このにぎわい交流館が一つの要素です。

もう一つの要素は、連合組織の結成です。

日進市には市民団体が300程あると申し上げました。その中でも規模の大きな約150団体(NPO、NGO、国際交流協会、婦人会等)が連合組織をつくりました。この連合組織は、「日進市民グループゆるやかネットワーク」と言います。行政がつくったのではなく市民がつくったのです。組織の延べ会員数は約1万5,000人です。愛知県で行われたルールブックづくりに参加

した市民グループのみさんから、日進市でもルールブックをつくって、共同声明、署名式をやりましょうと発案をいただきまして、行政と一緒に作り上げたものです。素案は、ゆるやかネットワークさんにつくっていただきました。

ゆるやかネットワークでは、さまざまな市の協働委託事業も担当していただいています。地域づくり団体全国研修交流会の会場になった折には、ワークショップや会議、パーティなどもゆるやかネットワークでやっていただきました。

活動に参加している皆さんはとても楽しそうです。昨年は、80歳を超えて市民活動をやっている方4人をゲストに迎え、オーバー80's(エイティーズ)という事業を実施しました。「80歳超えてもまだこんなに頑張っている、60~70歳はまだ若い、団塊世代はもっと若いだから、もっとやってよ」と。これが大ヒットして話題になり、地元の新聞にもたくさん載りました。

では、ルールブックはなぜ必要になったのかということについてご説明いたします。

NPOと行政は、文化も歴史も違います。互いに伝えたくても伝えられない、あるいは同じ言葉が違う意味でとられているといったこともたくさんあると思います。



5



6



7



8



言語が違えば、通訳や解説する辞書のようなものが
必要だろうということで、ルールブックをつくること
にしました。まずは基本的な考え方や方向性を共有す
るための「理念編」を作成しました。今は「実行編」
をつくっています。共通課題を解決していく意味で
ルールブックづくりは必要であると、つくってみてわ
かったこともたくさんあります。

今日は行革がテーマですが、日進市でも集中
改革プランをつくっております。その中に市民との
パートナーシップの育成という項目を掲げ、市民参加
の促進、NPOとの協働を挙げています。市民活動セ
ンターであるにぎわい交流館の立ち上げや、ルール

ブックづくりも行革プログラムの中に含まれてい
ます。

日進市は、平成18年12月に自治基本条例をつくりま
した。この中で、市民でできることは市民でやって
いただき、できないことは地域コミュニティがやる、あ
るいは行政がやる、つまり補完性の原則により、地縁
コミュニティだけではなくテーマ型コミュニティである
NPOも、自治の主体として地域のことを解決してい
く行政との両輪であるとしています。こうした補完
性の原則を基本としてしっかりやっていくことが、行
政改革ではとても大事なことだと思います。

ルールブックの骨子を簡単にお話しします。

まずは、NPOと行政の関係性をどう考えるかとい
うことが議論にありました。どうしても協働自体が美
しいとか、正しいみたいなことがついて回るのですが、
まずはそれぞれの役割を果たすことはもちろん、一緒
にやることに意義があり、効率的であり、信頼関係が
高められるということ、そして必要なときに期限や役
割を決めてきちんと協働できるということ、これらが
ルールブックの目的です。行政のやること全てを協働
しましょうということではありません。

協働という言葉の解釈は、パートナーシップのよう
にお互いの役割を決めてやりましょうということもあ



9



10



11



12

れば、コラボレーションのように一体になってやりましょうということもある。リレーションシップといましようか、相互に連携した協働をやりましようということもある。ルールブックではこのようないろいろなスタイルを書いております。

ルールブックをつくってから共同声明署名式を行いました。ゆるやかネットワークの代表をはじめ、約150名の団体代表の方々、市議員、市の幹部が出席しました。1団体ずつ、市長が公印を押した署名書とNPOがサインした署名書を交換しました。それはすごい熱気でした。

ルールブックは、にぎわい交流館に飾ったり、イベントがあるときにお見せしたりしています。ルールブックには、何かあったとき、迷ったとき、議論が合わなくなったときに開き、原点に戻ってみる拠り所であるという大きな意味があります。

ルールブックには、物資やノウハウを提供する、相互に情報提供をする、資金を提供するなど、NPOと行政のさまざまな協働のカタチが書かれていますが、その中でも大事なものは、「協働委託」というカタチです。協働委託は、これまで行政が行ってきた民間企業との委託契約とは全く異なり、上下関係の委託ではなく、新しい公共としてのNPOと行政の対等な関係の

委託です。NPOが行政とともにきちんとした公共を担える社会をつくっていくことが大切で、そのために欠かせないのは、協働委託をする場合の費用の積算の具体的な基準であり、実行編はととても大切な手引書になります。

一番お話ししたかったことは、これまで行政がやってきたことを住民に戻していくということです。地方主権、市民主権は市民の皆さんやNPOの皆さんが新しい公共の担い手になるということです。

職員には、行政はなぜ必要なのか、我々の業務はなぜあるのかをもう一度見直す機会として、いろいろな学習が必要になってくるという思いがあります。ルールブックが、職員の皆さんに行革の発想をきちんと根づかせるための一助となり、市民の皆さんが主権者であるということを再認識し、自治に目覚めるきっかけになっていくといいのではと考えています。

もともと行政のない状態が社会にあるとすれば、それは公共を市民が担ってきた社会です。今は行政が公共を担っているわけですが、公共を市民社会に返していくというニュアンスです。市民への大政奉還といえますか、もちろん行政も担っていくわけですが、そういうプログラムづくりのちょっとしたきっかけにルールブックが生きていくといいなと思っています。



13



14



15



16

ご清聴ありがとうございました。



17



18



19



20



21



22



23



24



25



26



27